

保護事件の記録又は証拠物の閲覧謄写（現行）

原則

閲覧又は謄写することができない。

3つの例外

- ① 裁判所の許可を受けた閲覧謄写（規則7 I）
→ 裁判所の裁量によって許否を決めることができる。
- ② 被害者等による閲覧謄写（法5条の2 I, 規則7 I）
→ 理由が正当でないと認められる場合及び少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して閲覧謄写をさせることが相当でないと認められる場合には、許可しないことができる。
- ③ 審判開始の決定があった後の付添人による閲覧（規則7 II）
→ 無制限に閲覧可能

関係者の保護（協力の確保）
のために手当てが必要

付添人の閲覧権

審判開始の決定があった後は付添人による閲覧は無制限(規則7 II)

保護すべきケース

記録・証拠物にあらわれた者(例:証人尋問予定のある者及びその親族等)の身体・財産への加害行為, 畏怖・困惑させる行為又は名誉・社会生活の平穏を著しく害する行為のおそれがあるケース

1次的措置(条件等)

- 加害行為等がされるおそれがある事項を少年・保護者に知らせてはならない旨の条件を付す
- 少年・保護者に知らせる時期・方法を指定する

1次的措置では加害行為等を防止できないおそれ

2次的措置(禁止)

当該事項が記載等されている部分の閲覧を禁止する

措置をとることができない場合

- 審判の準備上の支障を生ずるおそれがあるとき
(例:付添人がその者から事情を聴取できなくなり, 証拠の収集に支障を来す場合, 少年に対する働き掛けに支障を来す場合等)